

令和3年度 商店街パワーアップ事業

出店・支援希望者 大募集!!

市内商店街、及び個店の空き店舗を活用した「チャレンジショップ事業」、既存店に対する「市内既存店(商店)魅力向上支援事業」に、今年度はコロナ禍に対応した「感染防止対策支援メニュー」を追加し、地域に密着した商店街づくりを目指します!

コロナに負けるな!
感染防止
対策支援
追加!

新しくお店を持ってみたい!

チャレンジ ショップ事業

対象エリア
拡大!!
市内商店街
+
市内個店に!
(商店)



市内商店街、及び個店の空き店舗に家賃助成を行い、商店街に必要な業種及び新規出店希望者に対して店舗賃借料の一部を助成します。

店舗賃借料助成

1店舗あたり月額7万円を限度とし、
家賃の2分の1以内を助成

※上記の助成については、予算の範囲内とする。

募集締切

2021年 6月25日(金) まで

今のお店を魅力的にしたい!

市内既存店(商店) 魅力向上支援事業

市内で事業を営む方に対し、店舗の魅力向上に努める取り組みに必要な改装工事費、備品の購入費等の一部を助成します。さらに今回は、コロナ禍にあり、安心安全な店舗利用の推進、感染防止対策に努める取り組みを助成する支援枠が追加されました。

改装・備品購入費助成

1店舗あたり20万円を限度とし、
事業費の3分の2以内を助成。

※感染防止対策支援には、
1店舗あたり10万円を限度とし、
事業費の4分の3以内を助成。

※上記の助成については、予算の範囲内とする。



募集締切

2022年

1月14日(金) まで

詳しくは裏面をご覧ください。

問合せ先・申込み先 : 応募にあたっての詳細な点については、下記までご連絡下さい。

商店街パワーアップ
事業推進委員会

〒673-0431 三木市本町2丁目1番18号

事務局

三木市商店街連合会

三木市産業振興部商工振興課

三木商工会議所

TEL : 83-3377 FAX : 83-3377

TEL : 82-2000 FAX : 82-9728

TEL : 82-3190 FAX : 82-3192

令和3年度 商店街パワーアップ事業 出店・支援希望者 大募集!!

「商店街パワーアップ事業」は、市内商店街の空き店舗の解消を図り、商店の賑わい創出ならびに活性化を目的に、平成13年度より取り組んできました。今回は、助成対象エリアの拡大や、感染防止対策への新しい支援枠もご用意していますので、ぜひ活用ください。

＼新しくお店を持ってみたい！／ チャレンジショップ事業

助成内容

1店舗あたり、月額7万円を限度とし、
店舗貸借料の2分の1以内の助成
※予算の範囲内

本年度より
対象エリア拡大!!

対象エリア

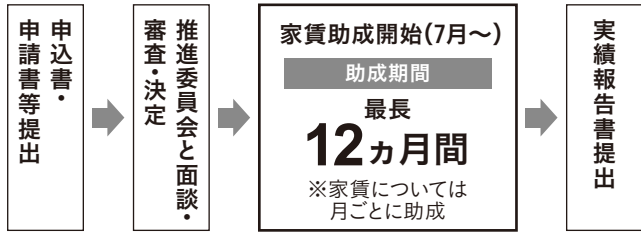
市内各商店街、及び市内個店(商店) ※詳細はお問合せ下さい。

対象者

- 初めて商売をする方(新規開業者)
- 新しいビジネスを考えている方(異業種参入)
- 現在事業を営んでいて、三木市内に店舗を持ちたい方(市内への新規参入)
- 三木市内にて、移転・多店舗展開したい方

注) 夜間営業のみの店舗は対象外となります。

助成の流れ



提出書類

出店申込書、計画書等、当委員会が必要とする添付書類



募集締切

2021年 6月25日(金)まで

＼今のお店を魅力的にしたい！／ 市内既存店(商店)魅力向上支援事業

感染防止
対策支援
追加!

助成内容

1店舗あたり、20万円を限度とし、事業費の
3分の2以内の店舗改装・備品購入費の助成

※感染防止対策支援の場合は、1店舗あたり
10万円を限度とし、事業費の4分の3以内

※予算の範囲内

対象店

下の①～⑦の全てに該当する事業者及び店舗

- ①中小企業者等が、市内で営む店舗であり、三木市商店街連合会加盟店又は三木商工会議所会員である
- ②既存場所で3年以上継続して同一事業を営んでいる(感染防止対策支援の場合は、1年以上)
- ③次のいずれかに該当する小規模な店舗である
 - ・店舗にて常時使用する従業員数が5名以下の店舗
 - ・売場面積100平方メートル以下の店舗
- ④国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一目的の支援を受けていない店舗
- ⑤市税を完納している店舗
- ⑥建築基準法、食品衛生法、その他関係法令に違反していない店舗
- ⑦助成対象事業に着手していない店舗
(助成金交付決定日前に、備品や改装工事の発注等の行為を行っていない店舗)



※上記に関わらず、事業者及び事業内容が、

下記のa～eのいずれかに該当する場合は対象外です。

- a. 暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者
- b. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に規定する風俗営業又は第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗
- c. 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を営む店舗
- d. フランチャイズチェーン(FC)として事業を営む店舗
- e. チェーンストアとして事業を営む店舗(チェーンストアとは、11以上の店舗を直接経営している単一資本が営む店舗)

対象事業

次の①～⑥のいずれかに該当し、事業計画を策定の上、売上・来店客数増加のための魅力的な店舗への改装や備品等の購入を行う事業

- ① 少子・高齢化対応
(例: 健康寿命の延伸に貢献するメニューやサービスを提供する店舗に改装)
- ② 地域交流の促進
(例: 多世代交流施設や地域情報発信等の地域住民の交流の場となる店舗に改装)
- ③ 地域資源活用
(例: 地産地消メニューとして新たな商品を提供する店舗に改装)
- ④ 店舗の付加価値を高める取り組み
(例: 物販店から物販とカフェを併設した店舗に改装)
- ⑤ 新商品開発
(例: 新たな商品開発やその他付随する費用)
- ⑥ 感染防止対策
(例: 換気設備等、感染防止対策に供する備品・設備の導入)

対象経費

次の①～④の全てに該当するもの

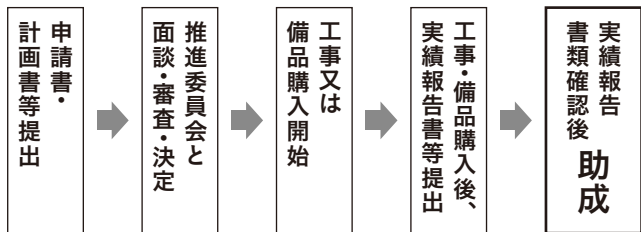
- ① 店舗の新築、移転に伴う工事、備品購入ではない
- ② 助成対象経費が10万円以上である
- ③ 助成対象経費となる取得価格が1点あたり3万円以上の備品の購入である
- ④ 改装工事の発注先、備品の購入先が市内業者である

※感染防止対策支援の場合は、次の①～③の全てに該当するもの

- ① 店舗の新築、移転に伴う工事、備品購入ではない
- ② 助成対象経費が5万円以上である
- ③ 改装工事の発注先、備品の購入先が市内業者である

※対象とならない経費(工事・備品)もありますので、詳しくはお問い合わせください。

助成の流れ



提出書類

申請書、計画書等、当委員会が必要とする添付書類

募集締切

2022年 1月14日(金)まで